

確定申告はお早めに！

2月16日(木)～3月15日(木)土日除く
受付時間 9時30分～11時、13時～15時

町県民税申告相談

▶場所

- 役場1階 保健センター
2月16日(木)～3月2日(金)
- 役場3階 大会議室
3月5日(月)～3月15日(木)

平成24年1月1日現在、須恵町に住所を有する人は町民税の申告をしなければいけません。

ただし、次に該当する人を除きます。

- ・平成23年中の所得が給与のみで、「給与支払い報告書」を勤務先から須恵町に提出した人

- ・平成23年分の所得税の確定申告を提出する人
- 無職・学生の人はその旨を記入してください。
- 所得証明・非課税証明が必要な人は必ず申告してください。
- 申告書用紙が送付されていない人で申告義務がある人は、受付会場に用意していますのでご来場ください。
- その他のお問合せは役場税務課にお尋ねください。

所得税申告相談

☆年金・給与合算などの簡易申告をする人

▶場所

- 役場1階 保健センター：2月16日(木)～3月2日(金)
- 役場3階 大会議室：3月5日(月)～3月15日(木)

☆営業・不動産等収支内訳書を添付して申告をする人(税務署職員および税理士受付)

▶場所

- 志免町役場：2月23日(木)～2月24日(金)
- 須恵町役場(1階保健センター)・宇美町役場：2月27日(月)～2月28日(火)
- ※上記の日程以外は、役場での受け付けはできません。香椎税務署で申告してください。

☆譲渡・贈与などの申告をする人

▶場所

- 香椎税務署 ※役場での受け付けはできません。
- ◎大変混雑した場合、受付の制限をすることがありますのでご了承ください。
- ◎自分で申告できる人は、申告書を直接税務署へ郵送して申告することができます。

香椎税務署からのお知らせ ☎ 611-1031

●納税証明書を請求される人へ

3月は窓口が混雑するため、納税証明書を請求当日に発行できない場合があります。お急ぎではない場合は、できるだけ4月下旬以降に請求してください。

また、申告および納付の直後(1か月程度)に請求する場合は、「申告書控え」と「領収証書」をご持参ください。

●還付申告はお早めに！

3月になると大勢の人が申告されるため、還付金の支払いに1か月～1か月半程度かかることがあります。

還付を受けるための申告書を早めに提出すると税金の還付も早くなりますので、早めの申告をお勧めします。

●税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください！

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

税務署や国税局では、

- ①還付金受取のために金融機関などの現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
- ②国税の納税のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めることはありません。

不審な点があるときは、電話などでお問い合わせください。

香椎税務署(敷地内プレハブ会場) 受付は

2月16日(木)～3月15日(木)土日を除く。
ただし、2月19日(日)・2月26日(日)に限り、
確定申告の相談・申告書の受付を行います。

受付時間 9時～11時、13時～16時

※香椎税務署の駐車場が利用できません

確定申告期は相談会場として駐車場に仮設会場を設置します。そのため、平成24年4月上旬までの間、香椎税務署の駐車場が利用できません。(臨時駐車場もありません。)

期間中は、最寄りの公共交通機関をご利用ください。

申告に必要なもの

- 印鑑(認印可、インキ浸透印は不可)
- 通帳か口座番号がわかるもの(還付申告をする人は、振込先の銀行支店名、口座番号が必要です)
- 収入の証明書(コピー不可)
 - ・給与所得の源泉徴収票
 - ・公的年金などの源泉徴収票
 - ・退職所得の源泉徴収票
- 国民健康保険料(税)・後期高齢者保険料・国民年金の保険料などの領収書・控除証明書・納付済確認書
- 生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- 寄付金控除を受ける人は、寄付金の領収書
- 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書および明細書(金額の集計をお願いします)

須恵町商工会からのお知らせ

町内の小規模商工業者で、申告についてのお困りの人は、町内の商工業者の団体である商工会の税務相談所をぜひご利用ください。

無料税務相談

会員以外の人や消費税の新規課税事業者の人の申告相談も受け付けますのでご利用ください。

- ・2月21日(火)～2月23日(木)の間は13時～16時
- ・3月12日(月)～3月14日(水)の間は10時～12時、13時～16時

▶場所 須恵町カルチャーセンター
須恵町商工税務相談所(カルチャーセンター内)

▶問合せ先 ☎ 932-6700

問合せ先 税務課

☎ 932-1151 (内線132)
☎ 932-1495 (ダイヤルイン)